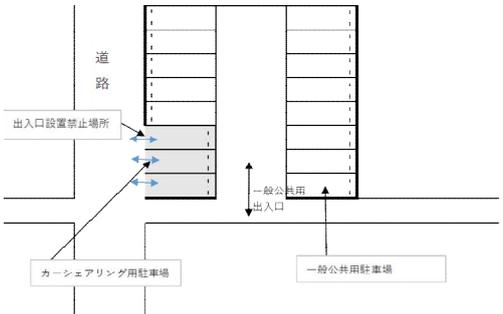


第36回全国駐車場政策担当者会議

駐車場関係施策に関する質問への回答等

番号	意見、質問等	回答
1	<p>市内の駐車場は無人でポストに使用料金を投入する体制をとっています。毎日市の職員が料金を回収に行っていますが、徐々に職員が減られるなかで業務量の負担となっています。かと言って自動料金回収の機械を導入することは財務部局には渋い顔をされてしまい、いっそ無料化しようかと考えておりますが他市町村で同様な事例などありましたら参考にしたいです。</p>	<p>駐車場の料金設定については、当該地域の交通状況や駐車場の需給バランス等に基づき、地域の実情に応じて適切にご判断ください。</p>
2	<p>標準駐車場条例の取り扱いについての質問です。(第29条の5:特殊の装置) 駐車場法施行令第15条に規定する特殊の装置についてですが、認定書に添付される認定の条件の全て記載内容を適合させなければ、国土交通大臣が認定したものと同等の安全性を有するものにならないのでしょうか。</p>	<p>駐車場法施行令第15条に規定する特殊の装置は、駐車場法施行規則第4条に基づき認定されたものであるため、その条件は満たす必要があると考えます。</p>
3	<p>1. 届出書に添付していただく参考資料について、どこまで詳細な図面の提出を求めるべきでしょうか。チェックリスト等を作成し、明確な基準を設けるべきでしょうか。 2. 路外駐車場設置(変更)届出書に記載する「駐車場の区域の面積」について、敷地面積を記載している自治体と実際の駐車表面積を記載している自治体があるようです。「駐車場の区域の面積」の考え方について、改めてお示しいただきたいです。</p>	<p>1. 駐車場法第12条の規定による届出における図面については、駐車場法施行規則第1条をご参照ください。届出事務の運用にあたっては、各自体において適切にご判断ください。 2. 路外駐車場設置(変更)届出書において、「駐車場の区域の面積」と「駐車場の用に供する部分の面積」はそれぞれ別に記載欄が設けられており、「駐車場の用に供する部分の面積」には、駐車場の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のための必要な施設の総面積について記載するものとしています。</p>
4	<p>路外駐車場の一角において設けられている「EV充電スタンド」や「カーシェア」や「宅配ボックス」や「月極駐車場」などは、駐車場法施行規則第三条第2号に規定されている路外駐車場の業務に附帯して行うその他の業務に該当するものと扱って支障ありませんか。どのような業務が当該規定における「その他の業務」に該当するのか、想定される事例を御教示ください。</p>	<p>駐車場法施行規則第三条第2号において、路外駐車場管理者が路外駐車場において、路外駐車場の業務に附帯して行う業務については、その概要を管理規程に記載することとしていますが、「その他の業務」については、各自体において適切にご判断ください。</p>
5	<p>都市計画で駐車場整備地区を定めた場合、基本的には、各駐車場整備地区ごとに都市計画駐車場を定め、地方公共団体は同駐車場の整備に努めなければならないという認識でよろしいでしょうか。また、地区内の長時間の駐車需要に応じた駐車場が十分に整備されている場合は、必ずしも都市計画駐車場を都市計画で定める必要はないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>駐車場法第10条では、駐車場整備地区に関する都市計画を定めた場合、その地区内の長時間の自動車の駐車需要に応ずるために必要な路外駐車場に関する都市計画を定めなければならないとしています。将来の需給見通し等を踏まえた上で、当該地区内の長時間の駐車需要に応じた駐車場が整備されている場合には、路外駐車場に関する都市計画を定めることを必ずしも求めるものではありません。</p>
6	<p>ナイトクラブやバーなど、来訪者のアルコールの摂取が想定される用途を含めて自動車の駐車需要を生じさせる「特定用途」と定められていますが、これらの用途に限らず、本規定を見直しされる予定はございませんでしょうか。</p>	<p>駐車場法施行令第18条に規定する特定用途の見直しについては、現時点で予定しておりません。</p>
7	<p>機械式駐車場について、更新や撤去の費用捻出が難しいとの声が駐車場管理者から寄せられることがあります。これらへの助成制度について今後検討される予定がありましたら御教示ください。</p>	<p>機械式駐車場を含め、駐車場の更新や撤去にかかる助成制度は設けておりません。ただし、地方公共団体が策定する計画(「都市再生整備計画」、「立地適正化計画」など)に基づき、まちづくりと一体的に駐車場を整備・改良する場合には支援可能な制度があります。詳細については、街路交通施設課へご相談ください。</p>

番号	意見、質問等	回答
8	<p>駐車場法施行令第7条第1項第1号ハに規定する「児童公園」については、第29回全国駐車場政策担当者会議の資料「駐車施策の最近の動きについて」と第33回全国駐車場政策担当者会議の資料「駐車場関係施策に関する質問への回答等」の26にて解釈がそれぞれ記されています。</p> <p>前者と後者で、児童公園は、前者が「もっぱら児童の利用に供することを目的とする公園」としているのに対して、後者は「都市公園法の『児童公園』（現、街区公園）ではなく「児童の利用する公園」という意味の一般名詞」としており、解釈が必ずしも一致していないように思われます。</p> <p>本市としては、過去の資料ではなく、最新の資料に記載された解釈を基に児童公園の該当有無を判断していますが、これについて支障ないか御教示ください。</p>	<p>駐車場法施行令第7条第1項第1号ハに規定する「児童公園」については、第33回全国駐車場政策担当者会議の資料に記載のとおり、『都市公園法の「児童公園」（現、街区公園）ではなく「児童の利用する公園」という意味の一般名詞であり、設置目的や利用状況に応じて街区公園以外も対象になると考えられます。</p> <p>一方、第29回の会議資料においては、「駐車場法施行令第7条第1項第1号ハにおける児童公園の解釈については、もっぱら児童の利用に供することを目的とする公園とする。」としており、改正前の都市公園法施行令第2条第1項第2号に規定する児童公園についても、この「児童公園」に該当するものと解釈することが適当としているところです。</p> <p>いずれも、この「児童公園」については、「児童の利用する公園」という意味の一般名詞として、もっぱら児童の利用に供することを目的とする公園を指すものでありますが、個別の公園の該当性については、公園の設置目的に鑑み、各自治体において適切にご判断ください。</p> <p>なお、この「児童公園」に該当しないものであっても、広く一般住民の利用に供することを目的とする公園については、児童の利用も想定されていることから、路外駐車場の出入口の設置に当たっては、可能な限り、当該公園の出入口から離れた場所に設けることが望ましいと考えます。</p> <p>詳しくは第29回全国駐車場政策担当者会議の資料1内「駐車場法施行令における児童公園の取扱い」をご参照ください。</p>
9	<p>駐車場整備地区内に、住宅展示場を新設する場合の附置義務についてお伺いします。住宅展示場は仮設建築物として取り扱っておりますが、集客施設であることから、駐車場法第20条に定める「特定用途」として使用するその他の店舗として考え、附置義務駐車施設の申請が必要と考えますが、いかがでしょうか。</p>	<p>自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途を「特定用途」として、駐車場法施行令第18条において各施設を限定列挙しておりますが、面積算入対象範囲については、附置義務条の運用にあたり、当該施設の実際の用途や運用などにより異なりますので、各自治体において適切にご判断ください。</p>
10	<p>電動キックボードの駐車対策の考え方についてご教示いただきたいです。</p>	<p>特定小型原動機付自転車（電動キックボード）の駐車スペースについては、現状の原動機付自転車と同様の扱いです。令和5年7月より改正道路交通法の施行が予定されていますが、既存の駐車場や自転車駐車場等も活用しつつ、積極的な駐車環境の整備に向けた取組を実施していただくようお願いいたします。</p>
11	<p>公開空地やセットバック等で、不特定の人や車が自由に通行することができ、かつ現実に通行に使用されている場所であれば「一般交通の用に供するその他の場所」に該当し、路外駐車場の車路と当該公開空地等が接する位置を出入口とみなすものと考えてよろしいか。この場合、視距はこの接する位置から2メートル後退した位置を起点とし、当該公開空地等を通行する者の存在を確認できるようにする必要があるか。</p>	<p>駐車場法施行令第7条第1項により、路外駐車場の自動車の出入口は、自動車の車路の路面が「道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路」の路面に接する部分をいうものとされており、「道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路」とは、道路法第2条第1項に規定する道路、道路運送法第2条第8項に規定する自動車道に加え、「一般交通の用に供するその他の場所」も含まれると規定されています。</p> <p>当該箇所が、不特定の人や車が自由に通行することができ、かつ現実に通行に使用されている場所であれば「一般交通の用に供するその他の場所」に該当するため、路外駐車場の自動車の出口及び入口について法施行令第7条に規定する技術的基準を満たす必要があると考えます。</p>
12	<p>①駐車場法第12条の届出の変更について 駐車場の管理者について「法人の代表者」が変更になる場合は届出が不要となっているが、駐車場管理者が「法人」から「別の法人」へと変更になった場合は変更の届出を求めると解釈でよろしいか。また、管理者のみ変更の場合、提出書類に図面は不要とし、路外駐車場の設置（変更）届出書の駐車場の管理者を変更した書類のみを提出してもらうという対応でよろしいか。</p> <p>【背景】駐車場管理者の所有が移り、管理者のみが変わる際の変更手続きについての相談を受けました。建物自体は前回の届出時から変わらないまま引き継いでいるということだったため、変更事項（管理者）がわかる書類として、路外駐車場の設置（変更）届出書のみを提出を求めましたが、図面の添付がない届出書を受理するという事例があるのか判断に苦慮したことから質問をしています。</p> <p>②駐車場法第12条の届出の保存期間について 駐車場法第12条の届出を変更する際の規定として、駐車場法施行規則第1条で但し書きで、「変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項にかかる図面をもって足りる。」とされている。変更にかかる図面をもって足りるということは、変更前の図面を行政が保存していることを前提としているため、届出書については保存しておくことが必要と考えてよろしいか。また、届出の件数が増加するにつれ、届出図書の保存が難しくなっていくことが想定されるが、届出のあった図書の保存期限について、想定している期間はあるのかご教示いただきたい。</p> <p>【背景】 ①の相談と同様で、前回の届け出時から変更がない場合、行政に図書の保存があればその届出を参考に届出を受理することができると思いますが、前回の届出から数十年経過していた場合などは届出書の保存がない場合もあると思います。その際に、変更にかかる事項のみを変更図書として提出された場合に、変更された部分の確認が難しくなるのではないかとこのような質問をさせていただきました。また、届出書は提出部数が法律では1部とされているため、管理者が控えを持っておらず当時の状況がわからないとなった時に、行政での管理を頼りにしている部分もあると思っています。</p>	<p>駐車場法第12条では、届け出てある事項を変更しようとするときも届出を求めています。駐車場法施行規則1条により、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事柄に係る図面をもって足りるとされているため、図面に変更が無い場合、再度の提出は不要と考えますが、届出事務の運用にあたっては、各自治体において適切にご判断ください。</p>

番号	意見、質問等	回答
13	<p>車利用率が高く公共交通の整備が相対的に脆弱な地方自治体においては、建築の際に附置義務条例の標準台数以上の駐車場が条例の有無に関わらず能動的に確保されるのが一般的であるため、事業主にとって都再法の特例による集約駐車場への設置を選択する利点は少なく、同施策による駐車場の集約化の実現は現実的ではない。</p> <p>また、固定資産税の課税割合によっては土地を駐車場として運用することには一定の経済合理性が認められ、これらを「低未利用地」と定義する前提で設計された政策を行政が実行するには駐車場以外の土地利用による収益期待値が明白に駐車場経営以上確保されているという説明責任が生じることから課題も多いと感じる。</p> <p>また、荷捌き車両については警察の道路使用許可による路上駐車が認められているケースがあるため、道府県警察の許認可事務の実態を把握する必要があると思われる。</p> <p>財産権等により困難であると思うが、根本的には専門家検討会の意見にもみられたように車利用そのものを抑制可能な政策立案が重要である。</p>	<p>国土交通省では、令和4年10月に「まちづくりにおける駐車場政策のあり方検討会」を設置し、今後の駐車場政策のあり方について、現行の枠組みにとらわれず幅広く議論しております。頂いたご意見を踏まえて、次年度以降も本検討会を通じて、引き続き検討してまいります。</p>
14	<p>駐車場法の対象となる一般公共用の用に供する時間貸し駐車場とカーシェアリング用の駐車場が1つの敷地にあり、一般公共用とカーシェアリング用は車が敷地内で行き来が出来なく、出入口が別々に設置されている。また、カーシェアリング用の駐車場の出入口が出入口設置禁止場所にある。この場合、一体のもののみならずカーシェアリング用駐車場の出入口を駐車場法に基づき指導することはできるか。</p>  <p>The diagram illustrates a parking lot layout. A road is shown at the top. Below it, there is a shaded area labeled '出入口設置禁止場所' (Entrance/Exit Prohibition Zone). To the left of this zone is a 'カーシェアリング用駐車場' (Car-sharing parking area) with its own entrance/exit. To the right is a '一般公共用駐車場' (General public parking area) with its own entrance/exit. A double-headed arrow indicates the distance between the two parking areas.</p>	<p>カーシェアリング用の駐車スペースは、事業者が会員向けのサービスを提供するために確保していることが一般的であると考えられるため、専用駐車場（一般公共の用に供しない駐車場）の扱いになるものと考えます。</p> <p>一般公共の用に供する駐車場とその他の駐車場が一体のもののみならずかどうかについては、各自治体において適切にご判断ください。</p> <p>なお、一般公共の用に供する駐車場とその他の駐車場が一体のもののみならずの場合、前者の駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であれば、当該駐車場は全体として駐車場法の技術的基準の適用を受けるものと考えます。</p>
15	<p>駐車場法施行令第8条第1号において「自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けること」と規定しているが、串刺し駐車の場合、必ずしも車路がないが、この場合、駐車場法施行令第8条第1号に抵触するか。</p>	<p>駐車場法第11条の構造及び設備の基準が適用される路外駐車場内に車路を設ける場合は、駐車場法施行令第8条に定める基準を満たすことが必要となります。</p> <p>なお、都市再生特別措置法に基づく駐車場法の特例措置を活用して、駐車場配置適正化区域や滞在快適性等向上区域を設定し路外駐車場配置等基準を定めるなどにより、歩行者交通量の多い道路に面して設置する一定規模以上路外駐車場については、出入口を集約した構造とすること（駐車マスから直接出入りするハーモニカ構造の禁止）等の事項を記載することも可能です。</p> <p>都市再生特別措置法に基づく駐車場法の特例措置を検討されている場合、個別にご相談をお願いいたします。</p>
16	<p>港湾法で定められている臨港道路に接して、路外駐車場を設置する場合には、駐車場法の対象となる道路にならないが、自動車の出入口に関する技術的基準を適用して指導してよいか。もしくは、適用は自治体の判断となるか。</p>	<p>駐車場法において、自動車の出入口は、路外駐車場の自動車の出入口で自動車の車路の路面が道路（道路交通法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。）の路面に接する部分としております。港湾法で定める臨港道路への技術的基準の適用については、各自治体において適切にご判断ください。</p>